平成２４年（フ）第７０２号
川崎市高津区子母口443番地　グランドハイツＡ206、前住所川崎市高津区子母口426番地１　ライオンズガーデン武蔵中原316
破産者　門脇　啓太
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３０８５号
愛知県津島市東柳原町２丁目34番地１　ユームⅡ２Ｅ号、開始決定時の住所愛知県津島市東柳原町４丁目35番地１
破産者　永戸　俊美
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８１６号
愛知県小牧市下小針中島３丁目139番地
破産者　尾崎　和彦
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４２２号
愛知県丹羽郡大口町余野５丁目60番地
破産者　大嵜　光弘
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８６号
堺市北区百舌鳥梅町３丁12番地21、開始決定時の住所堺市北区中百舌鳥町１丁26番地５
破産者　叶田　幸久
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２５３号
福岡県久留米市東櫛原町2148番地６　Ｅ.Ｍ.Ｎ.Ｔ　Ｂ号、開始決定時の住所福岡県久留米市野中町1175番地１　ファミールハイツ久留米1508号
破産者　森　　勝利
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５７６号
鹿児島県鹿児島市東坂元２丁目16番６号
破産者　東　　剛宏
１　決定年月日　平成25年５月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第８３号
福島県会津若松市東年貢１丁目10番４号、前住所栃木県宇都宮市西川田本町２丁目９番48号　小林コーポ
破産者　堀内　幸雄（旧姓菊地）
１　決定年月日　平成25年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第３９２号
新潟県燕市吉田法花堂366番地の３
破産者　丸山　孝行
１　決定年月日　平成25年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２０号
静岡県伊東市赤沢367―228、開始決定時の住所静岡県伊東市八幡野1127番地の34
破産者　末吉　逸男
１　決定年月日　平成25年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３８５号
愛知県豊田市逢妻町３丁目33番地　県営２―201号、前住所愛知県豊田市若林東町棚田60番地２　小野アパート102号
破産者　田中　直樹
１　決定年月日　平成25年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
大阪府泉南郡熊取町大久保中２丁目７番５号
破産者　笠松　新造
１　決定年月日　平成25年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第２８８号
高知県高岡郡佐川町乙2181番地13
破産者　中澤外科胃腸科医院こと　中澤　　豊
１　決定年月日　平成25年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３４１号
和歌山市六十谷1223番地の86
破産者　長﨑　道信
１　決定年月日　平成25年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２９３号
宮崎市大島町四反田632番地　市営住宅233棟23号
破産者　福田　　稔
１　決定年月日　平成25年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６０号
山口市阿知須4871番地１　丸円第３ビル608、前住所山口市秋穂東4348番地16
破産者　岡崎　克二
１　決定年月日　平成25年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８６号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目38番38号
破産者　富永　　満
１　決定年月日　平成25年５月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係